

令和4年度

年末年始の交通安全運動実施要綱

【実施期間】 令和4年12月6日（火）～令和4年12月15日（木）
令和5年1月10日（火）～令和5年1月19日（木）

【重点目標】

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
- 2 飲酒・暴走・妨害運転の根絶
- 3 自転車の安全利用の促進
- 4 歩行者の保護

《運動の目的》

年末年始は、飲酒の機会が多くなることや交通量の増加などを原因として、交通事故の多発が予想されることから、県民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、安全で安心な人にやさしい交通環境をつくることにより、交通事故を防止することを目的とします。

《運動の進め方》

関係機関・団体は、相互の連携を密にして、地域の実情に応じた実効性のある住民参加型の運動を実施するとともに、その効果が本運動終了後も持続できるように努めます。また、各種広報啓発活動を通じて、この運動が県民総ぐるみの運動として、幅広い層に浸透し、実践されるように努めます。

《新型コロナウイルス感染症の状況等に応じた運動の実施》

関係機関・団体は、本運動の実施に当たって、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の高揚に努めます。

【重点目標】

〔子供と高齢者の交通事故防止〕

○子供と高齢者に対する思いやりのある交通安全意識を醸成するとともに、高齢者自身の交通安全意識の高揚を図り交通事故を防止する。

○高齢者運転者の方は、本人および周囲の方の意識の向上のため、昼間における前照灯の点灯を促進する。

〔飲酒・暴走・妨害運転の根絶〕

○飲酒・暴走・妨害運転の危険性・反社会性の認識を浸透させ、飲酒・暴走・妨害運転を許さない県民意識を醸成し、飲酒・暴走・妨害運転を根絶する。

〔自転車の安全利用の促進〕

○自転車利用者の交通安全意識を高め、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践により、自転車事故を防止するとともに、自転車利用者による危険・迷惑行為を防止する。

○18歳未満の児童・生徒等の自転車乗車時のヘルメット着用を推進する。

〔歩行者の保護〕

○運転者に対して、「道路を横断中又は、横断しようとしている歩行者がいれば、停止して待つ」などの歩行者保護の意識付けを行い、交通事故防止の気運を高める。

【実施項目】

重点目標	子供と高齢者の交通事故防止	飲酒・暴走・妨害運転の根絶	自転車の安全利用の促進	歩行者の保護
運転者	子供と高齢の歩行者・自転車利用者に対して、徐行する等思いやりのある運転を心がける。 学校や公園など、子供がよく利用する建物や施設の周辺、及び通学路を通行する場合は細心の注意を払う。 死角となる部分を意識した運転を心がける。 高齢運転者は、自己の身体能力を正しく理解し、ゆとりある運転を心がける。	飲酒運転・妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の危険性・反社会性を自覚し、飲酒運転・妨害運転等は絶対にしない。 周りの車等に対する思いやりのある運転を心がけ、十分な車間距離を保つとともに、不必要な急ブレーキや無理な進路変更等は絶対にしない。 飲酒が予想される外出には、公共交通機関等を利用する。 暴走行為や暴走行為を煽る行為は絶対にしない。	自転車も車両であることを自覚し、信号無視や一時停止違反等交通ルールを無視した危険な運転をしない。 無灯火運転・二人乗り・傘差し運転・運転中の携帯電話、ヘッドフォンの使用禁止。 自転車の点検整備を行うとともに、自転車損害賠償責任保険への加入に努める。 自転車利用時には、安全のため積極的にヘルメットを着用する。	交通ルールの遵守と交通マナーの向上に心掛け、道路を横断中又は横断しようとしている歩行者がいれば、停止して待つなど歩行者の安全な通行を第一に優先し、「人に優しい運転」を心掛ける。 横断歩道等の前での一時的停止や横断歩道等に接近する場合の減速を指導推進する。 ライトの早めの点灯と夜間のハイビームの有効活用による歩行者の早期発見について指導を徹底する。

重点目標	子供と高齢者の交通事故防止	飲酒・暴走・妨害運転の根絶	自転車の安全利用の促進	歩行者の保護
<p>家庭</p>	<p>子供や高齢者の行動特性について話し合うとともに、出かける際は、交通事故に遭わないよう交通安全の「ひとこえ」をかける。 明るい色の服装に心掛け、反射材の利用等で、運転者から見えやすくする。</p>	<p>飲酒運転・妨害運転(いわゆる「あおり運転」)等の危険性について家庭内でよく話し合い、互いに注意しあう。 飲酒の翌日、飲酒運転にならないよう、家族間で注意しあう。</p>	<p>自転車の安全利用について話し合い、自転車マナーの向上を図る。 自転車も交通事故の加害者になりうることや交通事故の悲惨さ・責任の重さについて家族で話し合う。 保護者は、18歳以下の児童・生徒等のヘルメット着用を努める。</p>	<p>道路を横断する時は、信号機や横断歩道がある場所で、左右の安全を確認し、手を上げて合図しながら渡るよう注意し合う。 車両の直前直後の横断や飛び出しをしない。 薄暮時や夜間に外出する時は、自分の存在を「知らせる」明るく目立つ色の衣服等の着用や、反射材用品の利用に努める。</p>
<p>地域 職場</p>	<p>子ども会や老人クラブ等が中心となり、交通安全教室等を開催し、子供と高齢者の交通安全意識を高める。 街頭活動時は、高齢者、子供に対し、保護・誘導活動を積極的に推進する。 交通安全ボランティア等による高齢者世帯訪問を積極的に推進する。</p>	<p>飲酒運転・妨害運転(いわゆる「あおり運転」)等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知を図る。 地域・職場ぐるみで飲酒・妨害運転を許さない風土・環境づくりを推進する。 ハンドルキーパー運動の推進など、飲酒運転追放の気運を高める。</p>	<p>地域・職場・学校ぐるみで、安全教室等を開催し、交通ルールの遵守や自転車事故の悲惨さ、責任の重大さ等について指導・啓発活動を行い、自転車の安全利用及び事故防止の意識を醸成する。 ヘルメットの着用や損害賠償責任保険への加入の促進について、積極的な広報啓発活動を実施する。</p>	<p>歩行者の交通事故の原因・特性等を踏まえ、地域の交通環境、安全施設の点検等を行い、危険箇所の把握と解消を図る。 道路横断時に、停止した車両の運転者に対して、歩行者から感謝の意を示す「あいさつ県民運動」を推進する。</p>
<p>関係機関 ・団体</p>	<p>《県・市町村》 各種マスメディアを活用して、運動の周知徹底及び広報啓発を推進する。 《警察》 関係機関に交通事故情報等を提供し、交通事故防止活動の推進に寄与するとともに、交通指導や取締りを強化する。 《教育委員会》 児童、生徒等への交通安全教育を徹底する。 自転車乗車時のヘルメット着用を推進する。 《道路管理者》 交通安全施設の点検や道路情報板等を活用し、広報啓発活動を推進する。 《県民会議構成団体》 街頭啓発活動や広報活動を積極的に推進する。</p>			